

第 22 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 4 年 5 月 6 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	<p>議第 75 号 : 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>議第 76 号 : 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議題 77 号 : 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報第 26 号 : 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局 長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹</p>
6、会議録署名者	7 番 山口 由美子 委員、8 番 金井 育代 委員
7、欠席委員	平田 功一 推進委員
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 3 名で定足数に達していますので、これより第 22 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、平田功一推進委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、7 番山口由美子委員、8 番金井育代委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 75 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 75 号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について。</p> <p>別紙のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>続けて 1 号事案について説明します。別添資料 1 ページから 4 ページをご覧ください。本申請地は平成 21 年 5 月 29 日付け岐阜県指令可農林第 492 号で農地法 4 条許可がされています。当初事業計画は貸資材置場というものでしたが、事業計画が困難となったため、事業計画の変更が申請されました。以上です。</p>
議 長	<p>当時から年数がたっておりますので、みなさま方から質疑があ</p>

<p>事務局次長</p>	<p>りましたら。なければ事務局よりさらにこの件について説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>4月28日の現地確認におきまして、転用事業者より説明を受けた内容などに確認すべき点があり、事業計画の妥当性が確認できない状況です。</p> <p>具体的には、今回従業員及び来客用駐車場ということでございましたが、当申請者からはすでに付近において同様の申請における転用がなされておりまして、これ以上駐車場が必要かどうか。というところに疑義がございます。</p> <p>また、5条申請がされておりますが、すでに現場が埋め立てられておりまして、そういった点からも異議がございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>この関係につきまして、なにかご意見等ありませんでしょうか。伊左治さんあるいは、奥村さん。</p>
<p>伊左治 推進委員</p>	<p>なにも話を聞いていないのに、埋め立てて、もはや工事もやっている。それでは今後困る。</p>
<p>議 長</p>	<p>ということで、事務局としてこの案件については、保留としたいというようなことではありますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>13 番 石渡委員</p>	<p>中地区の総意としましては、この件は保留にしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>
<p>1 番 青木委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。どうぞ。</p>
<p>1 番 青木委員</p>	<p>現地確認の日にはただちに工事を止めてほしい。というふうに伝えたが、現地確認の時から工事は進んでいないですか。ストップしましたか。</p>
<p>伊左治 推進委員</p>	<p>ストップしてる。あの時重機はあったが、もうなにもやってない。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>重機等も引き上げてもらいました。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ご意見いただきましたし、事務局のほうからも1号事案については、保留にしたいということですので、そのようにさせていただきたいと思っております。</p>

事務局	<p>次に、議第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>4 ページをご覧ください。議第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので委員会の意見を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p>
議 長	<p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 28 ページまでをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、5 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
5 番 奥村 委員	<p>5 番奥村です。1 号事案の説明をします。資料の 5 - 1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、国道 21 号線から主要地方道恵那御嵩線に入り、200m で御嵩町立上之郷小学校から東へ 500m 程のところ です。</p> <p>転用の目的は次のとおりです。</p> <p>脱炭素社会を目指す昨今において、再生可能エネルギーによる発電は将来的に大変重要であり、譲受人は今般申請地を購入し太陽光パネル設置用地として有効利用します。</p> <p>使用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額借入金です。</p> <p>北西側は道路、北東側は既存の太陽光パネル設置用地、南西側は道路と宅地、南東側は水路です。雨水は自然浸透です。</p> <p>周辺農地及び住民に迷惑を掛けないように十分留意し、万が一事故が起きた場合には責任をもって解決するとのこと です。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属資料、土地利用計画図、誓約書、融資証明書、代替地の検討資料、再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知、仮登記抹消承諾書、委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、4/16 事前説明 4/28 現地確認により行いました。</p> <p>しかし、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」第 8 条に規定の事前届出が未提出であり、1 号事案は保留にしたいと思います。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。</p>

	<p>今、奥村委員のほうからこの関係については、町の太陽光に基づく条例の関係で保留にしたいということですが、日比野さん。上之郷地区の総意はどうですか。</p>
<p>9番 日比野 委員 議 長</p>	<p>はい。委員と同じく保留にしたいと思っております。</p> <p>はい。わかりました。次に事務局から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>4月28日現地確認において、担当行政書士より説明があったとおり「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に定められている事前届出の提出がなく、書類不備のため保留とさせていただきます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたとおり。1号事案については、保留にしたいと思います。</p> <p>次に2号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
<p>5番 奥村 委員</p>	<p>5番奥村です。2号事案の説明をします。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷小学校から南東へ500m程のところ。転用の目的は、次のとおりです。</p> <p>譲渡人は、申請地及び申請地北側の建物・土地を相続しましたが、現在は名古屋市に住んでおり利用する予定がありません。</p> <p>また、高齢のため財産整理として住宅を譲受人に贈与することにしました。利用期間は、許可日から永久。すでに施工済みであり、かつ贈与のため資金は必要ありません。</p> <p>北側は公衆用道路、東側は譲受人所有の宅地、西側は田、南側は一体利用地の宅地です。</p> <p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決することです。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、隣地承諾書、誓約書、委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、4/22 事前説明、4/28 現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんからの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と位置付けられます。以上です。
議長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について、事務局説明願います。
事務局次長	別添資料5-3をご覧ください。 3号事案は令和4年4月4日の総会の審議において、隣地の承諾が得られていないことから進達を保留した申請です。令和4年4月28日に隣地承諾書が提出されました。よって、本事業に問題はないと考えます。皆様の審議をよろしく願います。
議長	いま事務局より説明があったとおり、先月の29日に現地確認をした際に隣地の承諾をいただけていないということで保留にさせていただきます。これにつきまして、田中委員さんよろしいですか。
12番 田中 委員	結構です。はい。大丈夫です。
議長	はい。ありがとうございます。お疲れ様でした。 それでは、説明を終わりましたのでこれより採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。 次に4号事案について、事務局説明願います。
事務局次長	先ほどの農地転用許可後の事業計画変更申請の1号事案と同様進達は保留とさせていただきます。以上です。
議長	わかりますでしょうか。最初にできました1号事案を保留とさせていただきますので、これに関係する4号事案、第75号の1と同様にこの関係については保留とさせていただきますが、よろしいでしょうか。 はい。それでは次に5号事案につきまして、6番 鍵谷 道隆 委員説明願います。
6番 鍵谷 委員	6番鍵谷です。5号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-5をご覧ください。 申請地の場所は国道21号上恵土交差点 県道を兼山方面へ約

	<p>1km の所です。転用の目的は林業事務所。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は譲渡人は現在自宅の一部を事務所として使用しているが業務が拡大し従業員が増え手狭になり、申請地を譲り受け事務所として利用したい。譲渡人は譲受人の要望を受託した。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は敷地北側に事務所1棟。建築面積は 49.84 m²と物置1棟 建築面積は 36.07 m²となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、東側は県道、南側・西側・北側は雑種地となっています。雨水は自然浸透、汚水は下水道に接続する。ということです。</p> <p>添付書類は、誓約書・会社の定款・土地利用計画図・委任状・預金通帳の写し・始末書については確認しました。始末書の内容は 2000 年 6 月頃より農地法の許可を得ないまま造成し、土木事務所の土場として使用しておりました。今後このようなことのないよう法規を遵守してまいりますので、寛大な処置により許可をくださるようお願いいたします。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、4月 28 日に現地確認を行いました。その時問題となった県道との境界・乗り入れ口、敷地法面の処理方法について、その後の内容を事務局にて説明をお願いします。</p> <p>以上のことから 5 号事案の申請内容について私は問題の有・無を事務局の説明後に皆さんの審議により判断したいと思っております。以上です。</p>
議 長	はい。了解しました。質疑の前に事務局からの補足説明をお願いします。
事務局次長	<p>それでは事務局より補足説明させていただきます。</p> <p>現地確認において、委員のみなさまから出た質問につきまして、5月 2 日に申請者の代理人である行政書士より回答がありましたので、説明させていただきます。</p> <p>まず、県道との境界につきましては、本敷地は申請地上に県道敷が設定されているいわゆる民地に道路があるというような状況であると説明がありました。よって、今回県道占用等は必要ないというような説明を受けました。もう一点。法面の保護につきましては、防草シートを設置しまして万が一土砂流出等があった場合は、申請者の自己責任にて対応するという旨の説明がありました。</p> <p>また、コンクリートブロックにつきましては、境界ではなく利用する敷地に沿って設置するというような説明でございました。この点につきましては、書類の方の修正がありましたので、事務局の方で差し替えをして対応いたしました。以上です。</p>

議 長	差し替え等含めてよろしいですか。
6 番 鍵谷 委員	そういうことで通していいものかどうか私不安なので、ですから皆さんに審議願います。以上です。
事務局長	<p>まず、被害防除の関係ですね。法面からですね。当日現地確認の際に受けた説明段階では、法面に草が生えている状態で今回転用を行うことによって、法面が崩れてしまうのではないかと。という心配はありました。その辺に関しましては、申請者の代理人である行政書士のほうから防草シートを張ることによって土砂の流出を防ぐというように確認をしております。あと、境界についてですが、確認申請が当然必要になってくるかと思いますので、その段階でしっかり境界を確定させたいという、事業の実施をしていただくというような話を事務局の方からさせていただきたいと思っております。以上のことから、当日委員のみなさまからでた質問に関しては、今の内容で対応したいと思います。</p>
議 長	<p>はい。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に6号事案について、6番 鍵谷道隆 委員説明願います。</p>
6 番 鍵谷 委員	<p>6番 鍵谷です。6号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されたことについては省略します。資料の5-6をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見小学校から西へ約100mの変電所北側です。</p> <p>転用の目的は3区画の宅地分譲。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人は高齢のため当該農地の維持管理が困難になり、売却を検討していた。譲受人は申請地周辺で宅地分譲の候補地を探しており、譲渡人と譲受人の間で合意に至ったため。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は、土地造成855㎡となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側・東側は水路、西側は道路、南側は宅地及び雑種地となっています。雨水は自然浸透、汚水は発生しません。土地の造成は周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出をしないようにする。</p> <p>添付書類は、誓約書・土地利用計画図・残高証明・隣地承諾・委任状・可児土地改良区意見書については確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、4月28日に現地確認を行いました。</p>

	<p>以上のことから6号事案の申請内容について私は問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項の規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、採決に入ります。6号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第77号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。議第77号農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は29ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、11番田中 宣行 委員説明願います。</p>
11番田中 委員	<p>場所は、御嵩公民館より南東に500mの位置でございます。4月20日にですね。地区担当の田中 豊雄委員と現地確認を行い、適正に管理されていることを確認しました。営農状況等問題はないというふうに思っております。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。1号事案について適当と認める方は</p>

<p>事務局</p>	<p>挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>次に報第26号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>8ページをご覧ください。報第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>以上が今日提出されました議案すべて終了したわけではあります。今日の農業委員会の中で私個人の主観としましては、提出された議案の中で3件が保留という形になりました。いかに、御嵩町の農業委員会が厳格に提出案件について、態度明確にしておるといことができたのではないかと考えております。</p> <p>しかし、この保留という意味は解決の方法も考えていくという姿勢を持たないと、なかなかいろいろ難しいのではないかなというふうに思います。</p> <p>もう一点が、現実的な話として隣地の承諾書がなくてもいいとか。必要かということについて、〇〇不動産の中地区の関係ですが、私も現地確認の時に隣地承諾が取れていないということをお田中委員の方から説明を受けました。現実的にこうしてご努力をいただいて、御嵩町の申し合わせ事項で、法律的には隣地の承諾がなくても進めていかなければならないところでもありますけれども、御嵩町のルールとして大勢の皆様方から問題がないように隣地の承諾書として進めていこうと。そういうことの確認をずっと歴代の農業委員会は進めてきまして、今回こうしてご努力をいただいた。</p> <p>それからその前に伏見地区2月ですかね。2月3月の定例総会において、大和ハウスやドラッグストアの建設等で隣地の承諾書が取れなかったものを保留とし、一か月かけて隣地の承諾書を取った形で再提出をさせていただいて、通してきた経緯があります。そういうことを思います時に、これから農業委員会のみなさま方が現地確認に立ち会う時点で、司法書士及び行政書士あるいは申請者に対して、当日までつまり今日が定例総会であったら、</p>

	<p>定例総会前に確認の承諾書をとってください。ということも明言をしていかないと、こうしてご努力をしていただいたところと努力をしていないで行ける。というようなバランスがうまく取れない場合もございます。ぜひ、そういった関係についてはいままで以上に厳格をとっていかうと思っております。どうか、この状況を継続していきたい。</p> <p>保留となった案件については、できるだけ農業委員のところに負荷がかからないように受付段階で事務局として不適正なものについては、現地確認前にこの申請はダメだというようなことも農業委員会の事務局としても明確にやっていただくと、ありがたいと思います。</p> <p>出てきた7件のうち3件が保留となると、御嵩町の農業委員会厳しいやないかと言われますので、それがいい意味ではいい方向に行くかと思いますが、そんな印象を持ちましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、さきほど冒頭に申し上げましたようにこの御嵩町の新庁舎に関する大規模事業について、農地転用許可申請について、御嵩町農業委員会で可決した件について、書類不備で保留となった件について、事務局より現況の説明をしていただこうと思ひます。</p>
事務局次長	<p>はい。現在新庁舎に関する案件につきましては、この前の3月24日の臨時総会にて進達していただきまして、現在県の方で中身の確認を行っているような状況であります。その中で、個人情報にあたる部分になりますので、詳細を伏せさせていただきますので、難しい説明になるかと思ひますがよろしくお願ひします。</p> <p>土地の申請地の所有者が申請後に死亡していたということがございました。その点につきまして、県の本庁のほうで改めてそういった事例がないかという確認が町の庁舎整備係の方にあり確認したところ、こういった事例があるということが分かりまして。そういった場合は、死亡した方の相続人が確定しない限り申請を受け付けて、許可を下すことができないというような回答がございました。よって、今の状況は相続人が確定しない死亡者の件について、確定するまでは許可が下りないと。というような状況でございます。</p> <p>農業委員会としては、適正な審査をして県の方へ進達したわけではございますが、町の庁舎整備係の方の申請の内容について、今県の方で審議されているというような状況です。以上です。</p>
事務局長	<p>補足をさせていただきます。</p> <p>農地転用の申請は10月15日付けです。で、その地点ではその方譲渡人であるひとりの方については、まだ生きておられたと。その後に申請をした後に亡くなった。というような事例が判明し事務局の調査で分かったのが、4月28日の段階です。こちらの農</p>

議 長

業委員会の事務局の方に県からの確認事項がありましたので、それを庁舎整備のほうに確認をしましたら、そういう方がおられると。というような事実が判明しました。そうした場合は、今次長の方から説明がありましたとおり農地転用の申請上はその地点で不備があるという判断をされまして、申請書の方が許可に向けていったん停止してしまいました。というような今事態に陥っていると。

前々からいろいろ話がありましたとおり、4月28日付けで許可が下りる前提で事務を進めていたわけではあるんですが、それが結論的に4月28日の許可ができなくなった。というようなことになります。以上です。

はい。今課長と係長の方から説明があったとおりです。考えてみますと、どちらに責任があるか。と考えるとわれわれとしては、総務防災のほうから申請があったものをいただいて、そのまま審議をして進達をしたということになるので、今回私は話を聞いたときに課長にこれは、県との対応は総務防災課つまり御嵩町の総務部が県とのやりとりをしないと農業委員会の方にかぶせられてきては一体われわれは何をしたらいいのか。何もできないわけですよ。同意を取りにいくのも総務防災であって、申請書を作って私たちの方へ送ってきたのを審議して送ったわけですから、ちょっといまその辺のところは少し若干思うところはあります。おそらく町としては、農業委員会となってもそれは受け付けるなど。町の中の申請者は総務防災課ですので、総務防災係がきちんと県との窓口を通して、県とのやり取りをしないと大変複雑な要因になってしまって、難しいことになると思っております。

もう一点はあえて申し上げますと、除外申請のときに一件ありました。同意をいただくときに相続が確定しない中で、除外申請の同意という形で県へ進達させていただきました。そのときから今日に至っての相続の確定をしていないと。現実的には2件御嵩町としては抱えている。この点において、岐阜県の県庁にありません開発行為を担当している部局で発見をされたというようなことになってきたのではないかとおもっておりますが。

こういう状況だけとりあえずみなさんが把握していただいて、いろんなものが飛び交うと思います。なぜかといいますと、許可がおける前提でスケジュールを作っていると。そのなかで、関係者の方に対して、いまだ許可がいただけていないと回答するのは非常に心苦しいとは思いますが、いままでは農業委員会が止めているということで済んだことが今度は農業委員会ではないところで書類に不備があったということで、どう説明していくかわかりませんが。

そんな状況になっていきますので、いろんな方からご質問があるかと思いますが、誤解に誤解を生むと私たちが悪者になってしまいますので、そこら辺のところはしっかり踏まえていただいて違うということをお願いしたい方がいいのではないかと思います。

	す。 それでは以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしましたので、第 22 回御嵩町農業委員会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。
--	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....
7 番

.....
8 番
.....